

## 別紙

道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長は、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査時には予見し得なかった交通の安全と円滑に著しい支障が新たに生じたときは、法第77条第3項に基づき付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。